

ID: 238

担当部署: 上下水道局

|   |                 |         |       |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 検査済通知書の交付       |         |       |
| 例規名<br>根拠条項   | 長門市下水道条例 第6条第2項 |         |       |
| 例規番号  | 平成17年条例第151号    |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/> (排水設備等の工事の検査)<br/> 第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長の検査を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済通知書を交付するものとする。</p> |                 |         |       |
| <p><b>【基準】</b><br/> 根拠条文に同じ。</p>  |                 |         |       |
| 標準処理期間  | 30日             |         |       |
| 備考  |                 |         |       |
| 設定年月日   | 平成27年5月7日       | 最終変更年月日 | 年 月 日 |